

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例【埼玉県】

○平成18年10月1日から「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を施行。
埼玉県では、近年全国的に集中豪雨等の影響による浸水被害が多発する傾向があり、雨水の流出量を抑制する必要性が生じていることから、本条例を制定。この条例の施行に伴い、1ヘクタール以上の開発行為等を行う場合には、雨水流出抑制施設等の設置が義務付けられる。

条例の主な内容

- ① 1ヘクタール以上の開発行為等を行う場合には、雨水流出抑制施設の設置（知事の許可）が必要。
 - ・ 知事の許可を受けるためには、雨水流出抑制施設の設置計画が必要。
 - ・ 許可に係る工事が完了、または工事を廃止したときは、知事への届出が必要。
 - ・ 工事完了の届出後、その届出に係る工事の検査を実施。

 - ② 1ヘクタール以上の開発行為等の内、湛水想定区域に盛土をする場合には、雨水流出抑制施設の設置（知事への届出）が必要。
 - ・ 届出には雨水流出抑制施設の設置計画が必要。
 - ・ 届出に係る工事が完了、または工事を廃止したときは、知事への届出が必要。

 - ③ 雨水流出抑制施設の完成後は、その機能の維持に努める。
 - ・ 工事が完了したときは、雨水流出抑制施設が存する旨を表示した標識の設置が必要。
 - ・ 雨水流出抑制施設の所有者及び使用する権利などを有する者は、その機能を維持するよう努める。
 - ・ 雨水流出抑制施設を改修するなど、雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は知事への届出が必要。
- ※条例の内容に違反した場合には、罰則を科す場合がある。

雨水流出抑制施設の必要対策量の考え方



開発等に伴う雨水流出抑制施設の設置指導について【横浜市】

●横浜市では、平成16年に施行された『横浜市開発事業の調整等に関する条例』及び、『特定都市河川浸水被害対策法』により、開発等の際の指導を行っております。

①条例と法について

	【 条 例 】 横浜市開発事業の調整等に関する条例 (施行：平成16年6月)	【 法 】 特定都市河川浸水被害対策法 (施行：平成16年5月)
目 的	河川改修が完了するまでの間、 <u>河道等による河川整備を補完するための暫定施設</u> として、開発事業者に雨水流出抑制施設を設置させています。	<u>雨水浸透阻害行為(※)</u> によって行為前より雨水流出量が増加しないよう、当該行為者に対して、雨水流出抑制施設の設置を義務付けています。
機能維持について	所有者と市で締結する <u>管理協定</u> により所有者が維持管理を行っています。	所有者に対して、 <u>恒久的に施設を存続させる努力義務</u> が課されています。
対象区域	<u>河川改修が未完了の区域</u>	<u>特定都市河川流域(2河川流域)</u> ●一級河川鶴見川流域；平成17年4月指定 ●二級河川境川流域；平成26年6月指定
対象面積	<u>開発事業面積：500㎡以上</u>	<u>雨水浸透阻害行為面積：1,000㎡以上</u>
主な対象事業	・開発事業のみ	・開発事業・ <u>道路整備事業</u> ・市街地開発事業(区画整理・再開発)等 (ただし、特定都市河川流域の指定前に事業着手している場合は法の適用を受けません。)

②豪雨時の調整池について

すみよし台1号遊水池



官民連携による浸水対策の推進を図る「浸水被害対策区域制度」の活用【横浜市】

● 「浸水被害対策区域制度」の活用によって横浜駅周辺地区において官民連携による浸水対策の推進を図る。

(1)内容

①浸水被害対策区域制度の概要

都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害の対応が困難な地域において、条例で「浸水被害対策区域」を指定することにより、民間の協力を得ながら浸水対策の推進が可能となる制度

②浸水被害対策区域指定の経緯

- ・ H28年に横浜市下水道条例を改正
- ・ H29年に横浜駅周辺地区を浸水被害対策区域に指定

③浸水被害対策区域指定による効果

- ・ 民間は、自ら整備する貯留施設の整備費に対して行政から助成を受けることが可能となる。そのため、民間による浸水対策の推進を図ることができる
- ・ 本市が実施する、30年確率降雨で浸水を発生させない施設整備に加えて、民間が実施する貯留施設整備を推進することで、将来的に50年確率降雨でも浸水が発生しないまちが実現できる

④民間貯留施設の整備費用

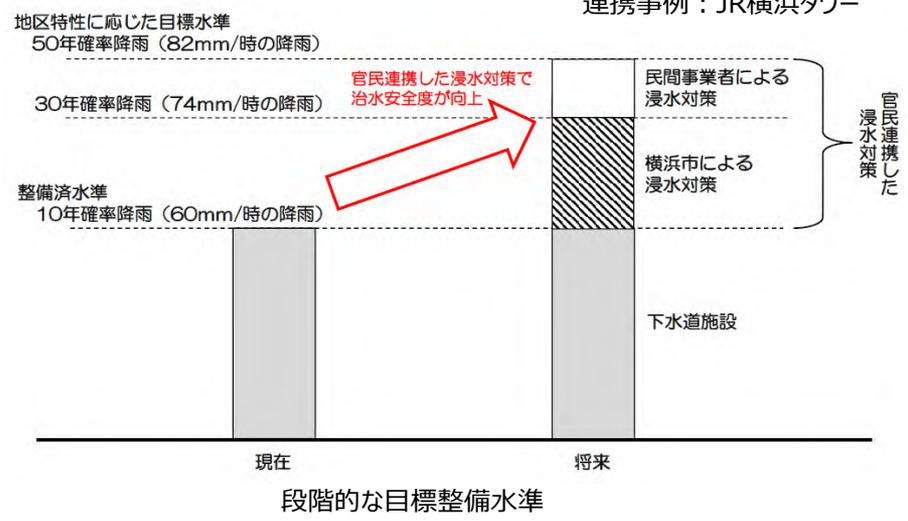
- ・ 浸水被害対策区域の指定によって可能となった国庫補助制度および市の助成制度によって、整備費用の2/3（国1/3、市1/3）を行政が支援している



浸水被害対策区域指定範囲（横浜駅周辺地区）



連携事例：JR横浜タワー



個人の設置する雨水流出抑制施設への補助金【東京都】

- 雨水の流域への流出を抑制し浸水防止と減災を図るため、甚大な浸水被害が発生している流域（※）で、総合的な治水対策の一環として、**個人が所有する住宅等**への雨水流出抑制施設の設置等について助成事業を行っている自治体に対し、補助を実施

※浸水被害や降雨特性などを踏まえ、甚大な浸水被害が発生している地域について、対策を強化する流域を指定

(1)内容

- ・ 雨水流出抑制施設（浸透ます、浸透トレンチ）を設置する工事等について助成事業を行っている自治体に対し、以下の条件に当てはまる場合に、雨水流出抑制事業補助要綱に基づき補助を実施



雨水浸透ます



雨水浸透トレンチ

(2)補助の条件

①対象施設

- ・ 個人の所有する住宅等に設置する「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」（平成21年2月）に適合した施設（ただし、敷地面積が500㎡以上の新築住宅を除く）
 - 雨水流出抑制施設の設置工事・公共雨水浸透ますへの接続工事の助成額の45%（1件あたり都費18万円上限）
 - 雨水タンク本体価格の13.75%（1個あたり都費7,700円上限）

②対象地域

- ・ 甚大な浸水被害が発生している10流域に係る自治体
 - 対象流域：神田川、渋谷川・古川、石神井川、目黒川、呑川、野川、白子川、谷沢川・丸子川、境川、柳瀬川流域
 - 範囲：上記の流域に一部でも属する18区15市1町の全域

③その他

- ・ 管轄区市町が「助成事業（個人が設置した雨水流出抑制施設に対し助成する事業）」あるいは「整備事業（自治体が雨水流出抑制施設を個人住宅に設置し個人の所有とする事業）」を行っている場合

雨水流出抑制対策（旧河川敷を活用したグリーンインフラの取組み）【横浜市】

●緑道下に整備する公共下水道の埋め戻し材を工夫し、貯留浸透機能をはじめとする、自然環境が有する多様な機能の活用を図っている。

(1) 旧河川敷の有効活用案を周辺住民と協働で作成

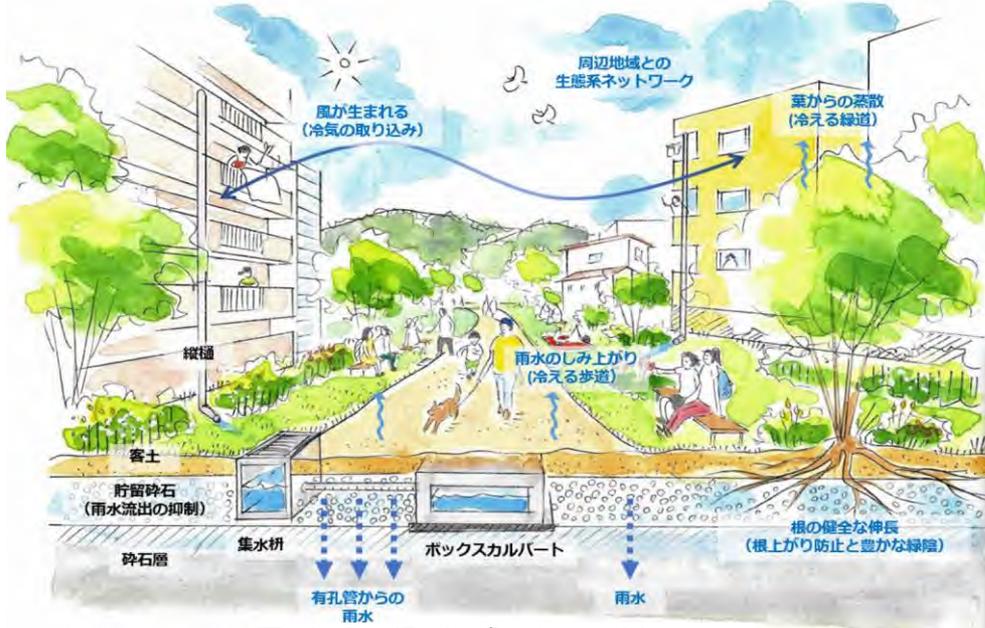
廃川となった旧帷子川（二級河川）の河川敷を利活用するため、公共下水道を整備し、その上部を緑道として有効活用する案を周辺住民とワークショップを開催し作成。

(2) 埋め戻し材を工夫することで貯留浸透機能を向上

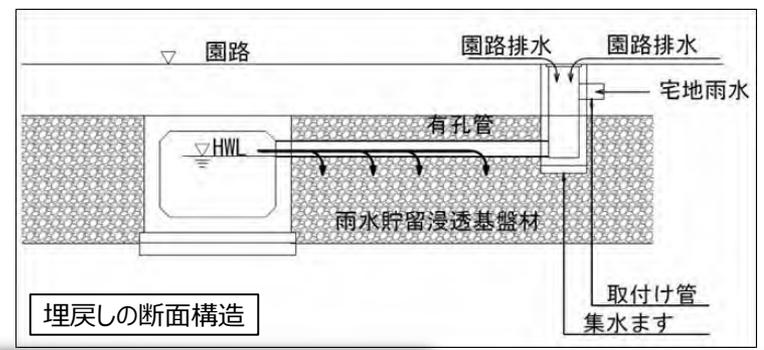
公共下水道（雨水幹線）の埋め戻しに貯留機能の高い材料（貯留砕石）を使用することで、緑道の貯留浸透機能を向上させ、雨水の流出を抑制。

(3) 貯留浸透機能以外にも多様な効果を発現

貯留砕石に貯留した雨水が緑道にしみ上がることによる涼しい空間の創出や、根の健全な伸長を促進することによる樹木の根上がり防止など、良好な環境の形成が期待できる。



雨水浸透貯留による多様な効果イメージ



施工後の緑道



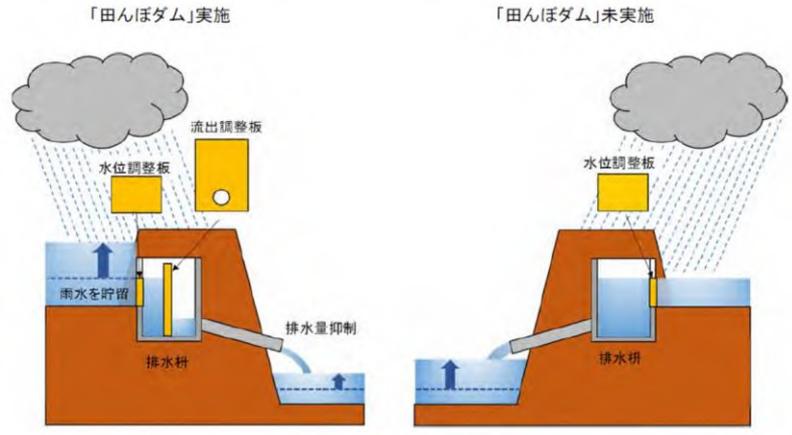
貯留砕石

田んぼダムの取組【千葉県】

● 「田んぼダム」は、水田が持つ貯水機能を利用し、大雨が降った際に一時的に水を貯め、時間をかけて排水することで、排水路や河川の水位上昇を抑え、洪水で溢れる水の量や範囲を抑制し、被害を軽減することができる取組。
 作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て取り組む。

(1)田んぼダムの仕組み

- ・ 落水口に流出量を調整するための堰板や、小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を、時間をかけてゆっくりと排水することができる。



(出典：農林水産省 農村振興局 整備部「田んぼダム」の手引き)

(2)取組に関する補助制度

- ・ **多面的機能支払交付金**
 農業・農村の多面的機能の維持・向上を図るために実施する地域の共同活動等に対し、支援を行うもの。

[負担割合]国50%、県25%、市町村25%
 [実施主体]農業者等により構成される活動組織
 [事業内容]

- ① 農地法面の草刈り水路の泥上げなど地域資源の基礎的な保全活動
 交付単価：3,000円/10a（田の場合）等
- ② 植栽活動や田んぼダムの取組など地域資源の質的向上を図る共同活動
 交付単価：2,400円/10a（田の場合）等

※令和3年度より田んぼダム加算（400円/10a）が拡充
 （資源向上支払（共同）を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は田300円/10a）

多面的機能支払交付金の活動組織により取り組んでいる事例



茂原市早野地域資源保全会



長南町下小野田環境保全会

技術指針等を策定し、一定規模以上の建築物等に対して行政指導を実施【川崎市】

(1)背景

本市では、平成5年2月に市長の諮問機関である「川崎市総合雨水排水対策検討委員会」において「官民を問わず多方面にわたる人々により一層の理解と協力を要請し、これまで実施されてきた雨水流出抑制施設の設置指導の充実を図り、流域の保水、遊水機能の維持に努める必要がある。」との答申がなされ、さらに近年、河川・下水道施設の整備が進んでいる都市域においても、効果的・効率的に浸水被害を防御できず、また、予想されない箇所での被害が生じるなどの問題が顕在化している。このような背景のもと浸水被害の軽減を図る一つの手段として、「雨水流出抑制技術指針」に基づき雨水流出抑制施設の設置指導を積極的に進めている。



(2)対象事業

事業区域の面積が1000㎡以上の開発行為及び建築行為
 (事業区域の面積が1ha未満で、予定建築物が一戸建住宅の場合を除く)

(3)対象地域

下水道計画の排水区域 (臨海部を除く川崎市全域)

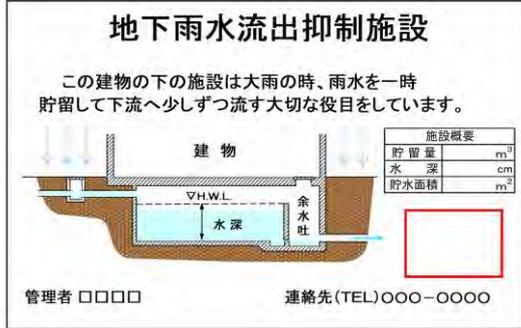


貯留施設 (地下貯留)

(4)技術基準

抑制の基準 (単位洪水調節容量等)

事業面積	単位許容放流量 m ³ /s/ha	単位洪水調節容量 m ³ /ha
1ha未満	0.068	400
1ha以上 及び公益的施設	0.031	600



設置看板

さいたま市浸水住宅改良資金融資制度【さいたま市】

- 降雨等により浸水する専用住宅や店舗等併用住宅の改良を支援し、市民生活の安定を図ることを目的として、浸水から住宅を防ぐ改良工事を行うために必要な資金を、金融機関を通じて融資する。

(1)内容

住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随する工事又は改築における土盛等の基礎工事を、改良資金の対象として融資するもの。

(2)浸水住宅改良資金融資制度

- ・ 融資限度額：300万円以内
- ・ 返済期間：100万円以下の場合⇒5年以内
100万円超300万円以下の場合⇒10年以内
- ・ 融資の利率：返済期間が5年以内または10年以内により利率は異なる
また、融資を受ける年度によっても利率は異なる。
- ・ 返済方法：元金均等月賦返済〔繰上げ償還可能〕
- ・ 担保：融資対象物件に、取扱い金融機関の抵当権を設定する。
- ・ 連帯保証人：債務額と同等以上の資産を有する方で2名以上。
※ただし、配偶者を有する方は、配偶者を含めるものとする。

(3)取組による効果

専用住宅等の床面を高くしたり、改築時の土盛をすることで、大雨等による河川氾濫時における、住宅への浸水リスク低減の効果が期待される。

雨水貯留タンク設置補助制度【さいたま市】

● 雨水の有効利用及び災害時の非常用水の確保等を図るため、雨水貯留タンクを設置する者に対し、その購入及び設置に要する費用の一部に係る補助金を交付する。

(1)内容

- 地下水の涵養など水循環の健全化に向けて雨水の有効利用を図るため、また災害時の非常用水の確保を図るため、雨水貯留タンクの購入及び設置に要する費用の一部を補助するもの。
- 雨水貯留タンク購入及び設置工事にかかった金額の2分の1(最大3万円まで)を補助する。

(2)補助対象

- さいたま市内において当該年度内に、雨水貯留タンクを購入し設置する方。
- タンクを適正に利用し、環境保全に努める方。

(3)取組による効果

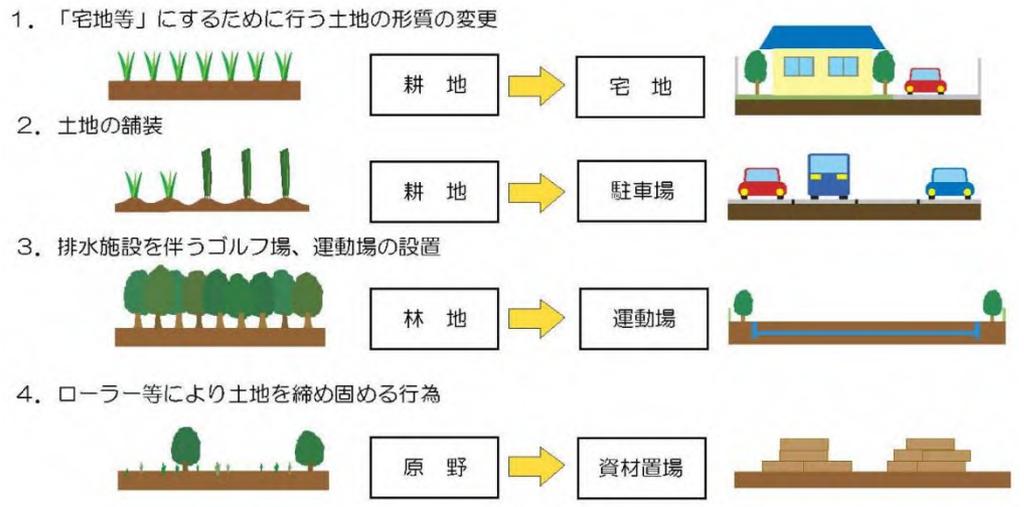
- 雨水の有効利用・流出防止及び建築物貯留による地下水涵養の促進が図られる。



特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の規制【神奈川県】

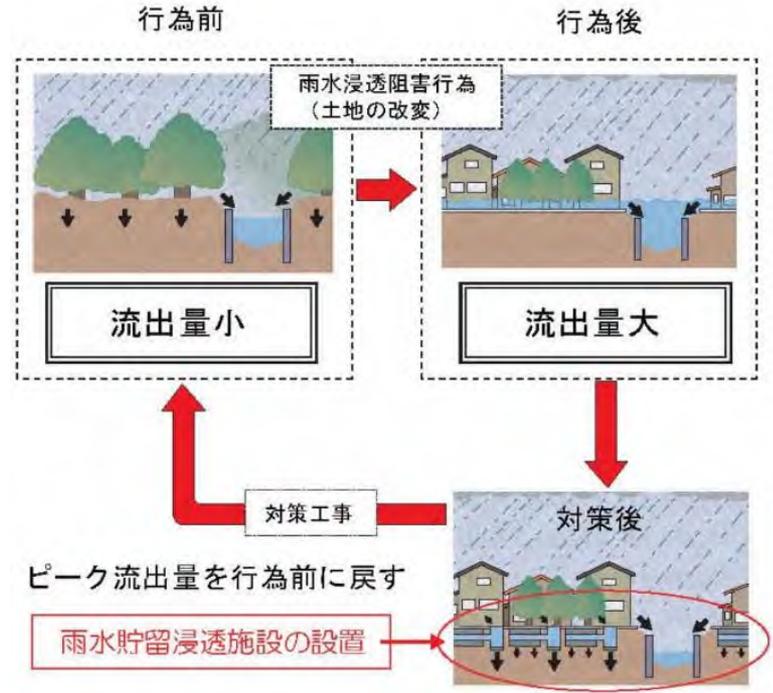
●特定都市河川の流域において、一定規模（1,000㎡）以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行うときは、雨水貯留浸透施設を設置する等の対策工事が義務付けられており、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

(1)雨水浸透阻害行為の例



従来の土地の形質を改変するような行為は、雨水浸透阻害に該当します。
 注) 「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

(対策のイメージ)



(2)神奈川県の状況

- 県内の二級水系では、平成26年に境川水系及び引地川水系を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定している。
- 令和3年度は、境川水系（町田市を除く）において、45件の雨水浸透阻害行為を新規に許可しており、引地川水系では18件を新規に許可している。
- 雨水浸透阻害行為の目的は、宅地造成が大部分を占めており、その他、駐車場や資材置き場の設置などがある。

浸水対策重点地域緊急事業（一級河川忍川）【埼玉県・行田市】

○ 埼玉県行田市の一級河川忍川では、令和元年東日本台風により、床上浸水55戸、床下浸水194戸の甚大な浸水被害が発生。このため、浸水対策重点地域緊急事業により、調節池の整備、河道拡幅、校庭貯留等を実施し、早期に地域の安全性の向上を図る。

位置図



【全体計画】

河川名：一級河川忍川
 事業内容：調節池、河道拡幅、橋梁架換
 用地買収、校庭貯留等
 全体事業費：約75億円
 事業期間：R3～R8
 施工地：行田市

浸水戸数

地区名	床上 浸水(戸)	床下 浸水(戸)
合計	55	194

※令和元年東日本台風による浸水被害

※各施設は、今後実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性がある。

平面図



【凡例】
 ■ 浸水重点事業区間
 ■ 令和元年東日本台風 浸水範囲

- 〈県・市の独自事業〉
- 県単独事業
 - ・県：樹木伐採・土砂掘削、堤防強化
 - ソフト対策
 - ・県：中高頻度の水害リスク情報図作成
 - ・市：マイ・タイムライン作成
 - 適切な維持管理
 - ・県：定期的な土砂撤去等
 - 流域対策
 - ・市：田んぼダム、市街化調整区域の浸水リスクが高いエリアにおける開発許可の厳格化



校庭貯留 (イメージ図)



校庭貯留 (実施例)

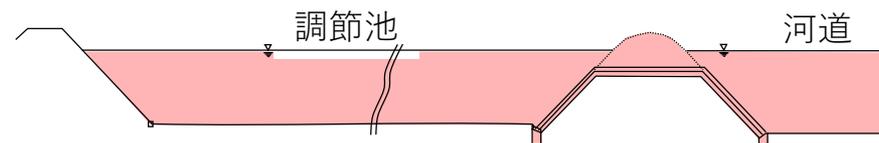


田んぼダム取組状況



事業実施のイメージ

A - A



被害状況



7. 家づくり・まちづくりにおける 工夫の事例

風水害ハザードマップ【千葉市】

●各区域で大雨及び台風が発生した場合に想定される浸水状況を、市民が自ら避難の判断を適切にできるよう、地理情報システムを用い、ホームページで公表しています。

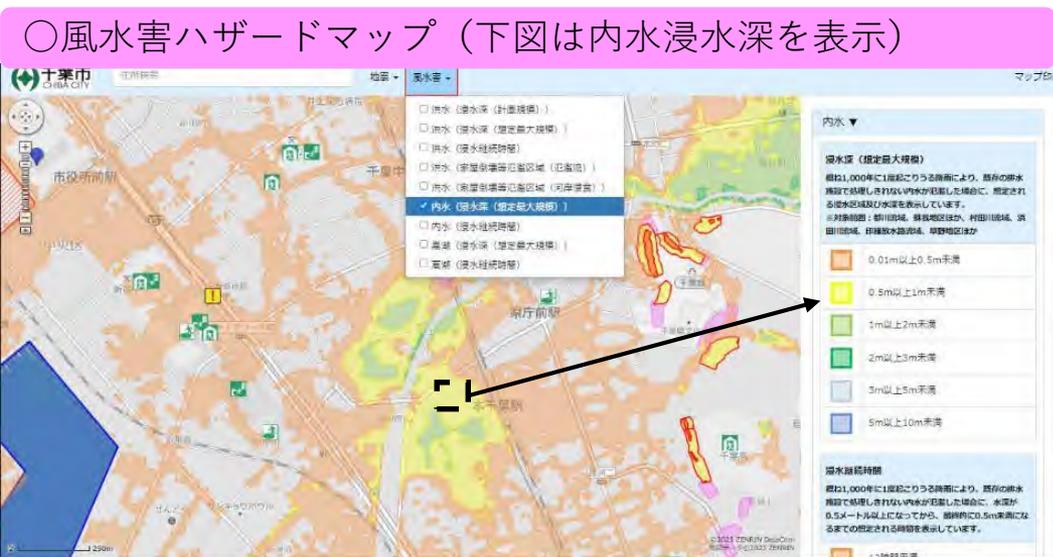
(1)内容

浸水想定区域（洪水・内水・高潮）は、各区域で想定される条件での大雨及び台風が発生した場合の浸水区域及び水深を表示しています。

(2)想定条件

- <洪水>（区域によって異なります）
 - ・算出の前提となる降雨（想定最大規模）：24時間総雨量663.7~690.0mm
 - ・算出の前提となる降雨（計画規模）：24時間総雨量206~288.3mm
- <内水>
 - ・算出の前提となる降雨（想定最大規模）：1時間最大雨量153mm
- <高潮>
 - ・算出の前提となる外力(想定最大規模)

台風規模	中心気圧	910 hpa
	最大旋衝風速半径	75 km
	移動速度	73 km/h



洪水、内水、高潮について浸水深、浸水継続時間等が示されており、情報を重ねて表示することも可能となっている（総合的な危険箇所の把握が可能になる）。

横浜市水防災情報ページ スマホ版公開における広報活動【横浜市】

●市内外の水位情報を掲載している「横浜市水防災情報」のページの操作性と利便性向上を図るため、令和3年12月からスマホ版を公開。それに伴い、令和4年度から本市公式のSNS等でPRを実施し、出水期を中心に多くの市民に活用された。

◆主な取り組み

①LINE・Twitter・Smart Newsでの周知

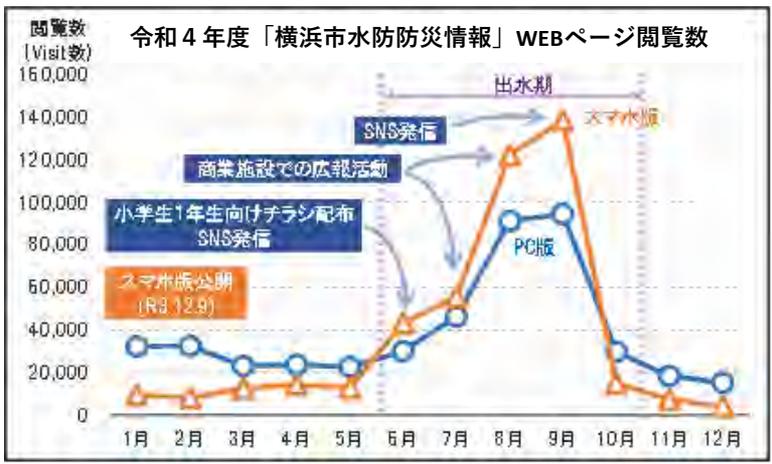
・出水期前や台風シーズン等、大雨が見込まれる際に本市公式SNS等を活用し、「横浜市水防災情報」の周知活動に取り組んでいる。

②大型商業施設での普及・啓発

・水防月間（5月）、夏休み期間（7月）、防災月間（9月）にあわせた市内大型商業施設のイベントにブースを出展している。その中でチラシの配布やパネル展示を行い、「横浜市水防災情報」の普及・啓発に取り組んでいる。

③市内小学校へのチラシ配布

・水難事故防止啓発のため、夏休み前に横浜市内全小学校1年生を対象にチラシを配布。児童、保護者に向けた「横浜市水防災情報」ページを含む、水防関連情報を掲載している。



洪水浸水想定区域の周知看板の設置について【神奈川県】

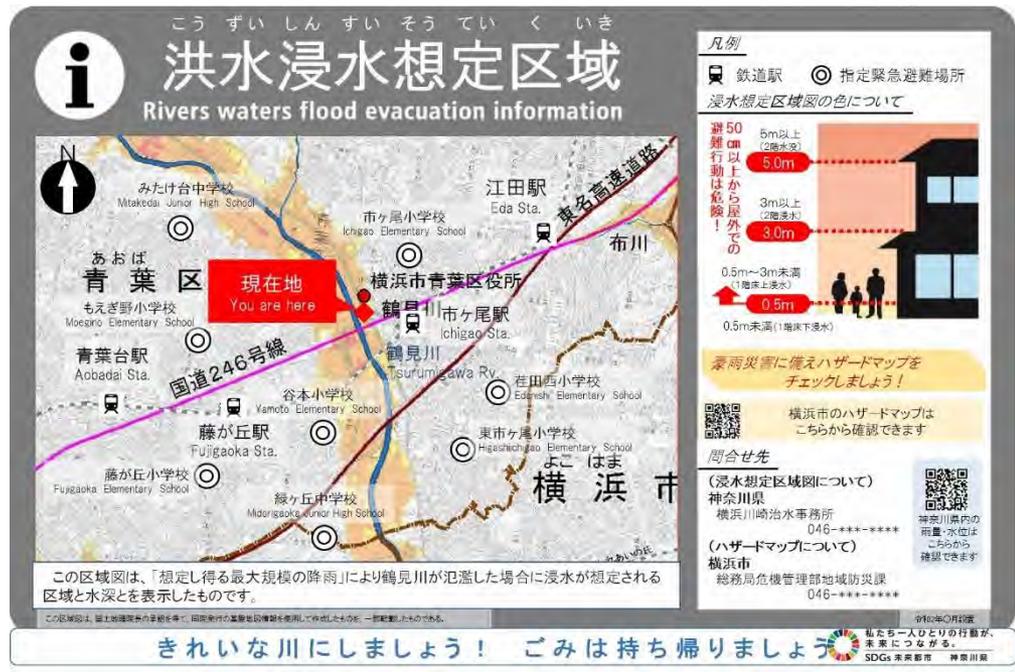
●本県では、人家等が少ない山間部を流れる防御対象が無い河川を除く108河川全てにおいて、想定最大規模に対応した洪水浸水想定区域を公表しており、住民の自主的な避難を促すソフト対策の一環として、現地でも確認できるよう周知看板の設置を進めている。

(1)周知看板について

○住民の的確かつ円滑な避難を支援するため、市町村が作成しているハザードマップや県が提供している雨量・水位情報についても確認ができるよう、二次元コードを記載。

(2)これまでの設置状況

- 平成30年度に洪水予報河川（相模川・酒匂川）を対象に実施し、令和元年度から水位周知河川に拡大し実施している。
- 洪水予報河川：相模川22基、酒匂川13基
- 水位周知河川：18河川29基（R5.3末予定）



周知看板（例）

(3)設置の考え方、今後の予定など

- 通行者が多い橋詰めなど、周知効果が高い箇所に設置。
- 市町村とも連携を図りながら、引き続き設置を進めていく。



設置状況（例）

総合治水対策特定河川流域における雨水流出抑制対策【さいたま市】

- 総合治水対策特定河川流域において開発行為が行われる場合は、流域整備計画に基づく雨水流出抑制対策量を満足する施設を設置する。

(1)内容

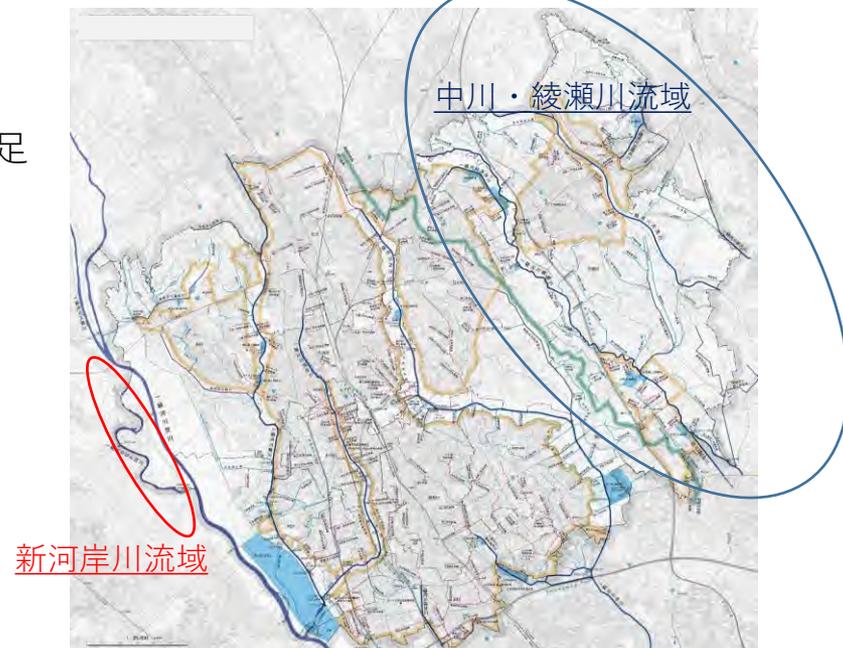
- 総合治水対策特定河川流域（中川・綾瀬川，新河岸川）において開発行為が行われる場合は、流域整備計画に基づく以下の基準から算出される量を雨水流出抑制対策量とし、施設を設置する。

【基準】

- 開発面積 1 ha 以上の場合：950m³/ha
 - 開発面積 1 ha 未満の場合：500m³/ha
- 『さいたま市開発行為等に関する道路等及び排水技術基準』を定め、その中で流域整備計画による対策量を位置付けることで、開発行為における雨水流出抑制対策の指導を行っている。

(2)取組による効果

- 中川・綾瀬川流域においては、現行の流域対策量を満足している。



立地適正化計画（防災指針）策定の促進について【埼玉県】

●気候変動等により増大する水害リスクに対して、令和3年5月の国土交通省が定めた「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を踏まえ市町村が作成する立地適正化計画（防災指針）の策定を支援する。

(1) 立地適正化計画（H26～）

- ・ 居住機能・都市機能の立地、公共交通を包括するマスタープラン
- ・ おおむね20年後の都市の姿を展望
- ・ おおむね5年毎に計画を評価・見直し

計画に定める事項

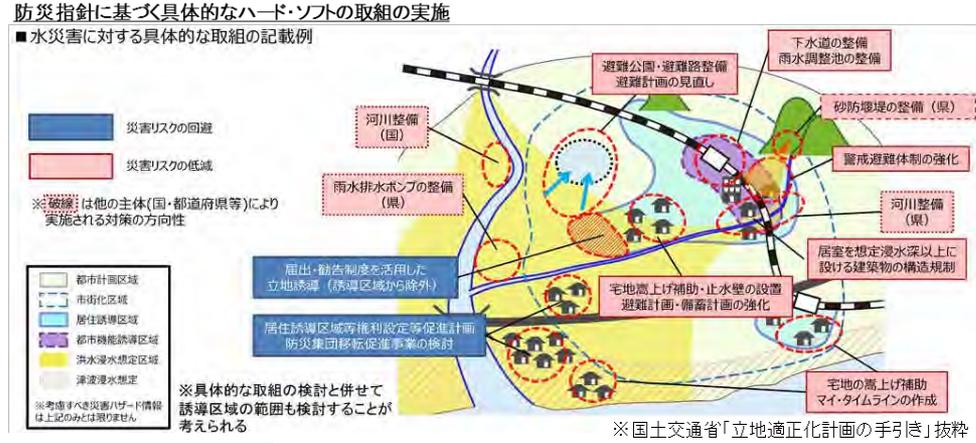
- ◎都市機能誘導区域（都市機能(福祉・医療・商業等)を誘導するエリア)
- ◎誘導施設（福祉・医療・商業等の施設）
- ◎居住誘導区域（居住を誘導し人口密度を維持するエリア）
- ◎公共交通（維持・充実を図る公共交通網）

- ・ 居住誘導区域外の住宅開発等（3戸以上、1000㎡以上）には届出を義務化

(2) 『防災指針』記載を義務化（R2～）

都市再生特別措置法の改正(R2.6.10交付、R2.9.7施行)
 近年の水災害の頻発・激甚化を受け、令和2年度に「防災指針」を記載事項に加え、居住誘導区域と防災対策を位置づけ、安全なまちづくりのための総合的な対応を図る

- ・ 計画区域内の災害ハザード情報を網羅的に分析・整理
- ・ 居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める



(3) 国の支援制度

- ① 計画作成へ補助金：集約都市形成支援事業（1/2）
- ② 誘導施設整備への補助金：都市構造再編集中支援事業（1/2）
- ③ 公共施設整備への補助金：都市構造再編集中支援事業（1/2（都市機能誘区域内）、45%（居住誘導区域内））

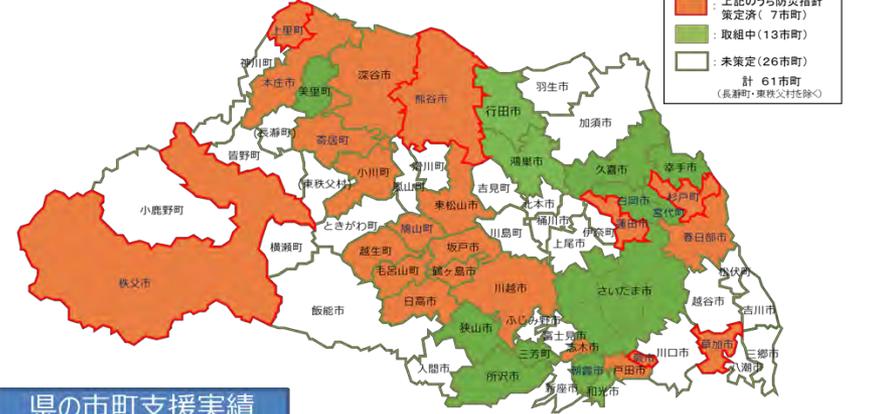
県内の計画公表状況（R4.12.31現在） ※ゴシック:防災指針を含む計画

作成・公表済（22市町） 防災指針策定済（7市町）		
年度	市町数	市町名
H28	4市町	川越市、志木市、毛呂山町、鳩山町
H29	3市町	本庄市、越生町、寄居町
H30	3市	東松山市、春日部市、坂戸市
R1	4市	深谷市、戸田市、鶴ヶ島市、日高市
R2	1町	小川町
R3	5市町	熊谷市、秩父市、蕨市、蓮田市、上里町
R4	2市町	草加市、杉戸町
計	22市町	(防災指針7市町)

作成取組中（13市町）		
年度	市町数	市町名
R4公表予定	3市町	朝霞市、白岡市、宮代町
R5以降公表	10市町	さいたま市、行田市、所沢市、狭山市、鴻巣市、和光市、久喜市、幸手市、三芳町、美里町

※全国(R4.12.31時点)＝取組:47都道府県644都市、うち作成・公表済:46都道府県470都市

立地適正化計画の作成状況



県の市町支援実績

- ①立地適正化計画情報交流会(H27～)
 - ・県内61市町を対象に、計画に関する質問とその回答を募り、情報交換を行っている。(R2:30市町参加(書面開催)、R3:48市町参加(Web開催)R4:46市町参加(Web開催))
- ②市町村個別訪問(R1～)
 - ・各市町の状況確認・制度の説明、国支援制度の活用など情報提供を行っている。(R1:8市町訪問、R2:12市町訪問、R3:13市町訪問、R4:11市町訪問)
- ③市町村個別相談会(H27～)
 - ・県内全市町を対象に相談を募り、計画・国支援制度等の相談を個別に受ける。(R1:12市町、R2:10市町、R3:10市町、R4:5市町)

浸水警戒区域に関する条例【千葉県長柄町・長南町】

●令和元年10月25日の大雨により甚大な被害が生じた一宮川流域では、上流域（長柄町、長南町）で浸水のおそれのある区域に家屋等を建築しようとする場合、人命や家財などを守るために、建築基準法に基づく「浸水警戒区域に関する条例」を制定

(1)内容

- ・ 既存家屋は輪中堤等で守る
- ・ 新たに家屋を建築する場合、浸水被害を受けにくい建築の工夫をルール化する

〔 1階床を想定浸水位よりも高くする
建築自体を禁止するものではない 〕



図1：建築ルールのイメージ

(2)建築ルールの概要

1) 規制対象とする用途

- ・ 住居（生活の基盤） ⇨ ①一戸建ての住宅、共同住宅、寄宿舍等
- ・ 利用者の避難に配慮 ⇨ ②病院、診療所（病室を有するもの）
③児童福祉施設等（老人ホーム、児童養護施設等）

2) 建築ルール

（図2の①から③のいずれかの工法で建築する）

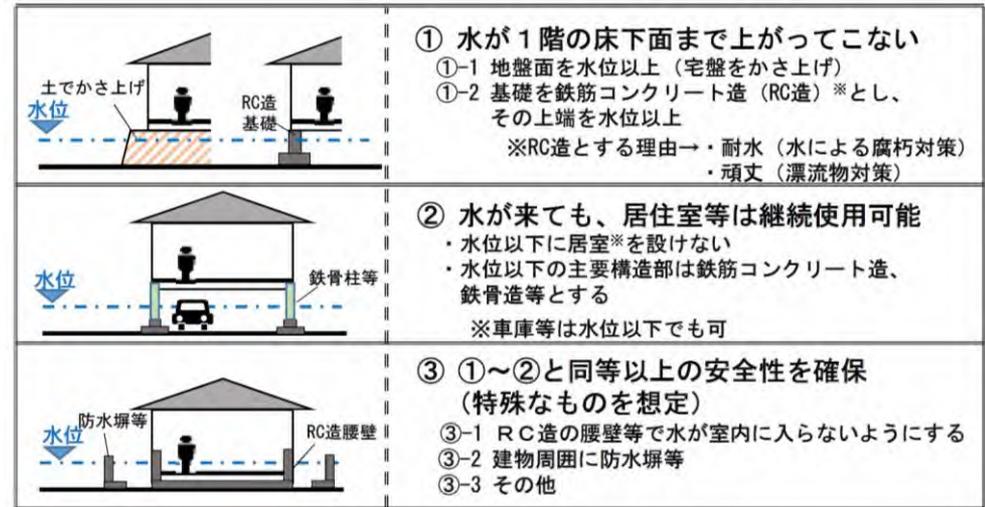


図2：建築の工法

都市防災総合推進事業を活用した整備地区（久喜市）について【埼玉県】

（久喜市栗橋北二丁目地区防災公園 及び 避難施設の整備）

● 「都市防災総合推進事業」として、避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援。

(1)事業概要

- 昭和22年カスリーン台風において甚大な被害が発生した利根川右岸及び江戸川右岸において、国が平成16年度から首都圏氾濫区域堤防強化対策を実施している。
 - 久喜市は、利根川右岸の強化堤防上に（仮称）防災公園を整備し、水害展示施設・集会所機能を持った建築物を整備する。
- 施 行 者：久喜市
 面 積：約0.5 ha
 事業期間：令和4年度～令和6年度
 事業内容：避難施設の整備
 事業費：3億4,060万円（国費率1/2）

(2)事業スケジュール

- R2年度：八坂神社移転（新築・解体）工事
防下地盤改良工事
- R3年度：神社跡地埋蔵文化財調査
付替県道・市道整備
- R4年度：事業採択（国費投入）
避難施設の基本設計
埋文調査、付替県道供用、付替市道整備
- R5年度：避難施設の詳細設計
神社跡地盛土
市道（参道）・階段整備
直轄堤防強化事業完成（R6年3月）
- R6年度：避難施設整備・防災公園整備

【赤字：都市防災総合推進事業】



都市防災総合推進事業を活用した整備地区（川島町）について【埼玉県】

（川島町防災公園の整備）

●「都市防災総合推進事業」として、避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援。

(1)事業概要

- 令和元年台風第19号において甚大な被害が発生した荒川水系入間川流域における今後の治水対策を、関係機関が連携し「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」としてとりまとめた。このうち、川島町は本プロジェクトに基づき「土地利用・住まい方の工夫（高台整備）」を実施するもの。
- 町では、大規模な水害時において、町外への広域避難を原則としているが、避難が遅れた住民等が一時的に避難できるよう荒川堤防脇盛土し、高台避難場所の整備を実施する。また、併せて周辺アクセス道の整備を実施すると共に、計画地に隣接した指定緊急避難場所である旧出丸小学校との相互連携を図る。

施行者：川島町
面積：約2.0ha
事業期間：令和4年度～令和9年度
事業内容：高台避難場所・避難路の整備
事業費：7億7,800万円（国費率1/2,1/3）

(2)事業スケジュール

- <流域緊急治水対策プロジェクトの終期はR6年度>
- R2年12月：高台整備に向けた地元説明会
 - R3年2月：計画策定委託発注に向けた2月補正予算要求
 - R3年度：計画策定、地質調査
 - R4年度：事業採択（国費投入）、詳細設計及び用地購入
 - R5年度：用地購入
 - R6年度：高台及び避難路整備着工
 - R9年度：工事完成



防水板設置工事助成金【千葉市】

●平成23年4月より、浸水被害を軽減するため、住宅、マンション等の所有者等が行う防水板の設置について助成

(1)内容

- ・住宅などの出入り口における防水板の設置に対し、工事費用の一部についての助成を防水板設置工事助成要綱に基づき実施



(2)補助の条件

①助成対象者

- ・市内の住宅、マンション等の建築物に防水板設置等工事を行う個人等

②助成対象工事

- ・防水板の設置及び外構等の防水工事など防水板の設置に伴う関連工事

※防水板とは・・・建物等の出入口等に設置し、金属板等の浸水に耐える材質で、取外し又は移動が可能なものをいう。

③助成範囲

- ・過去に浸水被害が発生した地域

④助成率及び限度額

- ・助成額：経費の2分の1に相当する額以内の額で、一つの建物等につき75万円が上限



事例集作成時点の各都県市の担当

都県市	部署	連絡先
埼玉県	県土整備部 河川砂防課	a5120-08@pref.saitama.lg.jp
千葉県	県土整備部河川整備課	kawakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
	県土整備部河川環境課	
	県土整備部都市整備局下水道課	
東京都	都市整備局都市基盤部調整課（施設計画担当）	S0000177@section.metro.tokyo.jp
神奈川県	県土整備局河川下水道部 河港課	fm0711.nkv@pref.kanagawa.lg.jp
	県土整備局河川下水道部下水道課	gesuidou0021@pref.kanagawa.lg.jp
	くらし安全防災局防災部危機管理防災課	fm0311.ied@pref.kanagawa.lg.jp
横浜市	道路局河川部河川企画課	do-riverplan@city.yokohama.jp
川崎市	建設緑政局道路河川整備部河川課	53kasen@city.kawasaki.jp
	上下水道局下水道部下水道計画課	80gkeika@city.kawasaki.jp
千葉市	建設局下水道企画部総合治水課	chisui.COP@city.chiba.lg.jp
	建設局下水道施設部雨水対策課	usuitaisaku.COF@city.chiba.lg.jp
さいたま市	建設局土木部河川課	kasen@city.saitama.lg.jp
	建設局下水道部下水道計画課	gesuido-keikaku@city.saitama.lg.jp
相模原市	都市建設局土木部下水道経営課	gesui-keiei@city.sagamihara.lg.jp
	都市建設局土木部河川課	